

(第 47 号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅認定基準の追加及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 長期優良住宅建築等計画認定によるもの

住宅の増築又は改築に係る認定制度が新たに設けられたことにより、当該手数料を新設するとともに規定整備を行う。

- ・ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
10,000円～1,552,000円

【別表第2 84の2】

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律によるもの

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度及び建築物エネルギー消費性能基準の適合認定制度が新たに設けられたことにより、別表第3を追加し、当該手数料を新設する。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

5,100円～871,000円

【別表第3 1】

- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

3,700円～610,000円

【別表第3 2】

- (3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

5,100円～871,000円

【別表第3 3】

3 施行日

平成28年4月1日

(第 4 7 号議案)

中野区事務手数料条例（昭和 3 3 年中野区条例第 2 号）新旧対照表

改正案				現行			
第 1 条 (略) 第 2 条 事務手数料は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる事項の申請者から、別表第 1 に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第 2 に掲げる事項については同表に定める徴収時期に、 <u>別表第 3 に掲げる事項については同表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第 1 当該各項、別表第 2 当該各項及び別表第 3 当該各項に定めるところによる。</u> 第 3 条～第 6 条 (略) 附 則 (略) 別表第 1 (略) 別表第 2 (第 2 条関係)				第 1 条 (略) 第 2 条 事務手数料は、別表第 1 <u>及び別表第 2</u> に掲げる事項の申請者から、別表第 1 に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第 2 に掲げる事項については同表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第 1 当該各項 <u>及び別表第 2 当該各項</u> に定めるところによる。 第 3 条～第 6 条 (略) 附 則 (略) 別表第 1 (略) 別表第 2 (第 2 条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1～84	(略)	(略)	(略)	1～84	(略)	(略)	(略)
84の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく長期優良	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請 1 件につき、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外	認定申請のとき	84の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく長期優良	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請 1 件につき、次の <u>アからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計</u> に応じ、次に掲げる額（当該	認定申請のとき

	住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>の用途に供する部分を有しないものに限る。<u>以下この項及び次項において同じ。</u>) の場合において、<u>一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(7)、イの(7)又はウの(7)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(7)又はイの(7)に掲げる額</u> (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。))をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に</p>		住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>住宅が一戸建ての住宅(<u>住宅の用途</u>以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。) の場合においては、<u>アの(7)、イの(7)又はウの(7)に掲げる額</u> (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。))をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。))</p>
--	---------------------	---	--	---------------------	---

		<p>掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(1) <u>住宅を新築しようとする場合</u> 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 当該申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (ア)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 (ア)～(オ) (略) (カ) 床面積が5,000平方メートルを超え1</p>			<p>に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア 当該申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (ア)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 (ア)～(オ) (略) (カ) 床面積が5,000平方メートルを超え1</p>	
--	--	---	--	--	--	--

		<p>0,000平方メートル以下のとき 1,062,000円</p> <p>(2) <u>住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 当該申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合</u></p> <p><u>(7) 床面積が100平方メートル以下のとき 10,000円</u></p> <p><u>(4) 床面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 19,000円</u></p> <p><u>(7) 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき 33,000円</u></p> <p><u>(エ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のとき 47,000円</u></p> <p><u>(オ) 床面積が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき 88,000円</u></p>				<p>0,000平方メートル以下のとき 1,062,000円</p>	
--	--	---	--	--	--	------------------------------------	--

		<p> <u>円</u> <u>(カ) 床面積が5,000</u> <u>平方メートルを超え1</u> <u>0,000平方メートル</u> <u>以下のとき 151,0</u> <u>00円</u> </p> <p> <u>イ ア以外の場合</u> <u>(7) 床面積が100平方</u> <u>メートル以下のとき</u> <u>68,000円</u> </p> <p> <u>(イ) 床面積が100平方</u> <u>メートルを超え500</u> <u>平方メートル以下のと</u> <u>き 160,000円</u> </p> <p> <u>(7) 床面積が500平方</u> <u>メートルを超え1,00</u> <u>0平方メートル以下の</u> <u>とき 255,000円</u> </p> <p> <u>(エ) 床面積が1,000</u> <u>平方メートルを超え2,</u> <u>500平方メートル以</u> <u>下のとき 504,00</u> <u>0円</u> </p> <p> <u>(オ) 床面積が2,500</u> <u>平方メートルを超え5,</u> <u>000平方メートル以</u> <u>下のとき 903,00</u> <u>0円</u> </p> <p> <u>(カ) 床面積が5,000</u> <u>平方メートルを超え1</u> <u>0,000平方メートル</u> <u>以下のとき 1,55</u> <u>2,000円</u> </p>				
--	--	--	--	--	--	--

<p>84の3</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項(1)のアの(7)から(カ)まで、イの(7)から(カ)まで又はウの(7)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(1)のアの(7)、イの(7)又はウの(7)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては同項(2)のアの(7)から(カ)まで又はイの(7)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(2)のアの(7)又はイの(7)に掲げる額)(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る</p>	<p>変更認定申請のとき</p>	<p>84の3</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて前項アの(7)から(カ)まで、イの(7)から(カ)まで又はウの(7)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項アの(7)、イの(7)又はウの(7)に掲げる額) (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額)を当該建築物における変更認定申請戸数で除</p>	<p>変更認定申請のとき</p>
-------------	--	--	------------------	-------------	--	---	------------------

		計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	
84の4 ～ 131	(略)	(略)	(略)

		して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	
84の4 ～ 131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (別紙のとおり)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期	
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	認定申請のとき	
	(1) 申請	ア 一戸建て住宅	5, 100円
	に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	イ ア 住戸ごとの申請の場合	9, 700円
		以外	
		の建築物	21, 000円
			46, 000円
			81, 000円
		一の建築物の申請の場合	9, 700円
		住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	21, 000円
			46, 000円
		81, 000円	

			方メートル以上のもの		
		非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	イ ア以外の建築物	住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
				当該住戸の床面積の	196,000円

		合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
	非住宅部分	モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。))	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円

<p>の算出に用いるべき標準的な建築物及び同省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合</p> <p>標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>309,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>371,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>435,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>227,100円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>367,100円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>523,700円</p>	
<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>646,000円</p>	

					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）					変更認定申請のとき
	(1) 申請	ア	一戸建て住宅			3,700円	
		イ	ア	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
			以外		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
			の建築物		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円	
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円	
			一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
					当該部分の床面積の	32,000円	

			合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円
	イ ア以外 の建	住戸ごとの申請の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円

		建築物		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
	一の建築物の申請の場合	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
		非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円

					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円	
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円	
3	建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					認定申請のと

一消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅		5,100円	き	
		イ ア 以外 の建 築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		46,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		81,000円
		非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		27,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		80,400円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		128,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		161,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		201,000円

(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	もの		
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円		
		仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		19,100円		
	イ ア以外の建築物	住宅部分	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
		仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				58,000円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				104,000円	
当該部分の床面積の				157,000円	

		合計が5,000平方メートル以上のもの	
非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
		標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
			当該部分の床面積の

				合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。